

短答式試験問題集 [憲法]

[憲法]

〔第1問〕（配点：3）

次の対話は、公務員の人権に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No. 1〕から〔No. 3〕）

教授. 公務員の地位のように権利主体と公権力との間に特殊な法律関係がある場合には、憲法の人権保障が原則として及ばないなどとする理論がありますね。このような理論によって公務員の人権に対する制約を正当化した最高裁判所の判決がありますか。

ア. はい。猿払事件判決（最高裁判所昭和49年11月6日大法廷判決，刑集28巻9号393頁）が、先生のおっしゃる趣旨の判示をして、公務員の政治的意見表明の自由に対する制約を正当化しています。〔No. 1〕

教授. あなたの言うその判決は、国家公務員法第102条第1項が一定の行動類型に属する政治的行為を禁止していることに伴い生じ得る意見表明の自由の制約については、どのような判示をしていますか。

イ. 公務員の政治的中立性を損なうおそれのある行動類型に属する政治的行為を禁止することに伴い意見表明の自由が制約されることになっても、そのような制約は行動の禁止に伴う限度での間接的・付随的制約にとどまると判示しています。〔No. 2〕

教授. 堀越事件判決（最高裁判所平成24年12月7日第二小法廷判決，刑集66巻12号1337頁）は、公務員のしたある行為が国家公務員法第102条第1項にいう「政治的行為」に該当するか否かの判断についてどのような枠組みを示していますか。

ウ. 同項にいう「政治的行為」の意義を、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものと解した上、その判断においては、当該公務員の地位、その職務の内容や権限等、当該公務員がした行為の性質、態様、目的、内容等の諸般の事情を総合して判断するのが相当であると判示しています。〔No. 3〕

〔第2問〕（配点：2）

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No. 4〕）

ア. 子にとって自ら選択できないような事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきたという事情は、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠が失われたと判断すべき根拠となる。

イ. 憲法第14条第1項は国民に対し法の下での平等を保障した規定であり、平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解され、特に同項後段の事項は、合憲性の推定が排除される事項を限定列挙したものである。

ウ. 地方公共団体が法律の範囲内で条例を制定することができるとしている条例制定権の規定（憲法第94条）に照らすと、地方公共団体が売春の取締りについて各別に条例を制定する結果、その取扱いに差別を生ずることがあっても、地域差の故をもって憲法第14条第1項に反するとはいえない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第3問】（配点：2）

思想・良心の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.5】）

ア．良心の自由とは是非弁別の判断に関する事項を外部に表現する自由及び表現しない自由をも広く含むと解されるが、裁判所が謝罪広告を強制したとしても、単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明するにとどまる限りは、良心の自由を不当に制限するものではない。

イ．司法書士会が大震災で被災した他県の司法書士会に復興支援拠出金を寄付することは、司法書士会の目的の範囲を逸脱せず、また、司法書士会がその寄付のために会員から負担金を徴収することは、強制加入団体であることを考慮しても、会員の政治的又は宗教的立場や思想、信条の自由を害するものではない。

ウ．破壊活動防止法第39条及び第40条のせん動罪は、政治目的をもって、所定の犯罪のせん動をすることを処罰するものであるが、せん動として外形に現れた客観的な行為を処罰の対象とするもので、行為の基礎となった思想、信条を処罰するものではないから、せん動罪が政治思想を処罰するもので憲法第19条に違反するとの主張は前提を欠く。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第4問】（配点：3）

信教の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.6】から【No.8】）

ア．輸血以外に救命手段がない場合には輸血を拒否するという意思決定を尊重すべきとはいえないので、患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有していたとしても、このような意思決定をする権利は、人格権としての保護に値しない。【No.6】

イ．信仰上の理由から剣道実技の履修を拒否した高等専門学校の生徒に対して学校長が行った原級留置処分及び退学処分は、履修拒否が生徒の信仰の核心部分と密接に関連する真しな理由からのものであり、代替措置の申入れに対して学校側はそれが不可能でないのに何ら検討することなく拒否したなどという事情の下では、裁量権の範囲を超えて違法である。【No.7】

ウ．宗教法人に対する解散命令のような法的規制は、たとえ信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあり得ることから、信教の自由の重要性に鑑み、憲法上、そのような規制が許容されるものであるかどうかは慎重に吟味しなければならない。【No.8】

【第5問】（配点：3）

次の見解は、インターネット上の名誉毀損罪の成否と表現の自由について論じたものである。この見解に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.9】から【No.12】）

「インターネットの利用者は、自己の見解を外部に向かって発信することができるから、インターネットを利用している被害者は、自己に向けられた加害者のインターネット上の表現行為に対し、言論による反論が可能である。したがって、インターネットの利用者が名誉毀損の表現行為をした場合には、新聞などのマス・メディアを通じた表現の場合よりも、名誉毀損罪の成立する範囲を限定すべきである。」

- ア. この見解に対しては、インターネット上の全ての情報を知ることは不可能であり、自己の名誉を毀損する表現が存在することを知らない被害者に対して反論を要求すること自体、そもそも不可能である、という批判があり得る。【No.9】
- イ. 言論の応酬により当不当を判断することができるのは意見や論評であって、事実の摘示による名誉毀損の場合には、被害者と加害者が言論の応酬をしても、インターネット利用者は真偽を判断することができないという指摘は、この見解の根拠となり得る。【No.10】
- ウ. この見解に対しては、インターネット上に載せた情報は、不特定多数の利用者が瞬時に閲覧可能となり、全世界に伝播される可能性もあることから、被害者のインターネット上の反論によって名誉の回復が図られる保証もない、という批判があり得る。【No.11】
- エ. 言論による侵害に対しては、言論で対抗するのが表現の自由の基本原則であり、被害者が加害者に対し十分な反論ができ、功を奏するのであれば、被害者の社会的評価が害されるおそれはないという指摘は、この見解の根拠となり得る。【No.12】

【第6問】（配点：3）

集会の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.13】から【No.15】）

- ア. 市民会館は、集会をするために必須の施設であるから、その使用について、届出制ではなく、許可制を採ることは、集会の自由を不当に制限することになる。【No.13】
- イ. 道路については、交通の安全と円滑を図るという機能面が重視される結果、道路における集団行動の規制は、集会の自由に対する制限には当たらない。【No.14】
- ウ. 市の管理する公園について、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共安全が損なわれる、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合でないのに、その使用を規制するのは、集会の自由を不当に制限することになる。【No.15】

〔第7問〕（配点：2）

学問の自由及び教育の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.16]）

ア．大学における学生の集会が、大学の公認した団体が大学の許可を得て開催したものであれば、真に学問的な研究又はその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当たる場合であっても、同集会への警察官の立入りは、大学の有する学問の自由と自治を侵害することとなる。

イ．学問の自由は、学問研究の自由とその研究結果の発表の自由だけでなく、その研究結果を教授する自由をも含むところ、教育の本質上、教師は、高等学校以下の普通教育においても、教授の自由を有し、自らの判断で教育内容を決定することができるのであって、国が教育内容の決定に介入することは許されない。

ウ．親は、子の将来に関して最も深い関心を持ち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子に対する教育の自由を有しており、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあらわれるところ、親の学校選択の自由は、特定の学校の選択を強要又は妨害された場合、その侵害が問題となり得る。

- | | | | | | | | | |
|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|
| 1. ア○ | イ○ | ウ○ | 2. ア○ | イ○ | ウ× | 3. ア○ | イ× | ウ○ |
| 4. ア○ | イ× | ウ× | 5. ア× | イ○ | ウ○ | 6. ア× | イ○ | ウ× |
| 7. ア× | イ× | ウ○ | 8. ア× | イ× | ウ× | | | |

〔第8問〕（配点：2）

居住・移転の自由に関する次のアからエまでの各記述について、明らかに誤っているものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.17]）

ア．自衛官につき、防衛大臣が指定する場所に居住しなければならないとする法律の規定は、当該国民が自ら自衛官に志願した結果として課される制約であるところ、我が国の防衛のためいつでも職務に従事できる態勢にあることが求められるという自衛官の職務の性質に照らし、このような居住地の制限は合理的な制限であって合憲と解される。

イ．外務大臣において、著しくかつ直接に日本国の利益又は公安を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者につき一般旅券を発給しないことができるとする法律の規定は、単に旅券の発給を制限するに過ぎず、海外渡航の自由を制約するものではないため合憲と解される。

ウ．住民が住所を変更したときには市町村長に届け出なければならない旨を義務付ける法律の規定は、住所・居所の決定や移転それ自体を制限するものではなく、規制態様が軽微である反面、住民票の整備により得られる公益が大きいことから合憲と解される。

エ．破産手続中の破産者につき、裁判所の許可なく居住地を離れることを禁止する法律の規定は、破産手続という限られた期間内にのみ適用されるものに過ぎず、仮に裁判所の許可が得られなくても破産手続が終結すれば自由に居住地を離れることができるため、居住・移転の自由に対する制約が認められず合憲と解される。

- | | | | | | | | | | | | |
|------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|
| 1. ア | イ | 2. ア | ウ | 3. ア | エ | 4. イ | ウ | 5. イ | エ | 6. ウ | エ |
|------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|

〔第9問〕（配点：3）

労働基本権に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.18〕から〔No.21〕）

- ア．憲法上、国は、労働基本権をむやみに制約する立法等の措置を行うことは許されず、また同時に、国は、労働者の労働基本権を保障する措置を講じる義務があり、その意味で、労働基本権には自由権としての側面と社会権としての側面があるといえる。〔No.18〕
- イ．労働基本権には、団結権、団体交渉権及び団体行動権があるが、これらのうち団結権は最も重要かつ基本的な権利であるから、団体交渉権や団体行動権について現行法上特別な制約に服している自衛官や警察官にも団結権は認められている。〔No.19〕
- ウ．判例は、労働基本権について、公務員にもその保障が及ぶとし、その制約の合憲性を判断する上で、職務の公共性は考慮されるべきではないとする一方、人事院が設けられていることなどの代替措置が整備されていることを重視して、一般私企業とは異なる制約に服するものとする。〔No.20〕
- エ．憲法第28条は、その性質上、私人間の関係に適用される余地はなく、そのため、判例は、労働組合への加入を強制するために使用者と労働組合との間に締結されるユニオン・ショップ協定の効力を団結権との関係で判断する場合にも、憲法を直接適用していない。〔No.21〕

〔第10問〕（配点：2）

憲法第24条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.22〕）

- ア．憲法第24条第1項は、婚姻については当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるとの趣旨を明らかにしたものであるから、婚姻に関する法制度の内容が意に沿わないことを理由として婚姻しない者が生じるのであれば、その法制度を定めた法律は、憲法第24条第1項の趣旨に沿わない制約を課しているものとの評価を免れないことになる。
- イ．憲法第24条第2項は、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものである。
- ウ．憲法第24条は、婚姻及び家族に関する立法において、憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害せず、かつ、両性の形式的な平等が保たれた内容の法律の制定を求めるにとどまらず、憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものである。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第11問】（配点：3）

憲法の最高法規性に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.23】から【No.26】）

- ア．憲法第97条は、憲法の保障する基本的人権を侵すことのできない永久の権利と位置付けており、憲法の最高法規性を実質的に根拠付けるものと見ることができる。【No.23】
- イ．日本国憲法において抵抗権が認められているという見解は、憲法が最高法規であることと矛盾する。【No.24】
- ウ．憲法がその国の法体系において最高法規と位置付けられる場合において、国家緊急権がその中に明文で規定されることはあり得ない。【No.25】
- エ．抽象的違憲審査制と付随的違憲審査制のうちいずれの違憲審査制を採用するかは、憲法の最高法規性から当然に導かれるわけではない。【No.26】

【第12問】（配点：3）

天皇及び皇室に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.27】から【No.30】）

- ア．天皇が、法律の定めるところにより、国事行為を委任する場合、この委任行為自体は明らかに国事行為ではないから、内閣の助言と承認を要しない。【No.27】
- イ．国事行為は、形式的・儀礼的な行為であるため、国事行為としての天皇の行為がなくても、政令の公布や国会の召集の法的効力は発生する。【No.28】
- ウ．摂政は、天皇の名で国事行為を行う天皇の法定代理機関であり、天皇が未成年のときなど皇室典範に定める原因が生じることにより設置される。【No.29】
- エ．憲法第88条は、すべて皇室財産は国に属すると規定しており、皇室が私有財産を保有したり運用したりすることは禁じられている。【No.30】

【第13問】（配点：3）

選挙に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.31】から【No.33】）

- ア．判例は、参議院議員選挙における定数不均衡の問題について、参議院の半数改選制の要請を踏まえれば投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められても憲法に違反するとはいえないとして、衆議院の場合よりも広い立法裁量を認めてきており、これまで違憲状態を認定したことはない。【No.31】
- イ．判例は、衆議院議員選挙におけるいわゆる1人別枠方式について、小選挙区比例代表並立制の導入に当たり、直ちに人口比例のみに基づいて定数配分を行った場合の影響に配慮するための方策であり、新選挙制度が定着し運用が安定すればその合理性は失われるとしている。【No.32】
- ウ．判例は、公職選挙法による選挙運動用の文書図画の頒布・掲示の規制について、表現の自由に対する最小限の制約とはいえないが、憲法第47条の趣旨に照らせば、国会の定めた選挙運動のルールは合理的と考えられないような特段の事情のない限り尊重されなければならないが、当該規制は立法裁量の範囲を逸脱しているとまではいえないので合憲であるとしている。【No.33】

【第14問】（配点：2）

憲法第9条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.34]）

ア．憲法第9条第2項が保持を禁止した戦力とは、我が国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力に限られず、我が国との安全保障条約に基づき我が国に駐留する外国の軍隊も、我が国の要請に応じて武力を行使する可能性があるため、同項の戦力に該当し得る。

イ．憲法前文が定める平和的生存権は、憲法第9条及び第3章の規定によって具体化され、裁判規範として現実的・個別的内容を持つものであるから、森林法上の保安林指定の解除処分が自衛隊の基地の建設を目的とするものである場合、周辺の住民は、同処分の取消訴訟において、平和的生存権の侵害のおそれを根拠として原告適格を有する。

ウ．国が自衛隊の用地を取得するために私人と締結した土地売買契約は、当該契約が実質的にみて公権力の発動たる行為と何ら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法第9条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるに過ぎない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第15問】（配点：3）

衆議院の優越に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.35] から [No.37]）

ア．条約の承認に関する衆議院の優越の程度は、法律案の議決、予算の議決のいずれの場合と比べても小さい。[No.35]

イ．参議院と比べて衆議院の方が議員の任期が短いこと、衆議院に解散の制度があることは、衆議院の優越の根拠とはならない。[No.36]

ウ．憲法改正の発議及び予備費支出の承諾については、議決において衆議院の優越はなく、両議院の議決は対等である。[No.37]

【第16問】（配点：2）

弾劾裁判所に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.38]）

ア．弾劾裁判所に対し裁判官の罷免を求める訴追は、国会の両議院において当該裁判官の罷免を求める議案が可決されることにより、国会が行う。

イ．国会の両議院の議員で組織される弾劾裁判所は、国会が閉会中であっても活動することができる。

ウ．弾劾裁判所により罷免の裁判の宣告を受けた裁判官は、最高裁判所に対し、その裁判を不服として取消しを求めることができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第17問】（配点：2）

司法審査が団体の内部事項に関する行為に及ぶかに関する次の学生アからエまでの各発言について、正しいものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.39]）

ア。「自律的な団体の内部紛争に対して司法審査が及ぶかという問題に関して、地方議会には、国会の両議院のような自律権はないものの、地方議会議員に対する懲罰としての除名処分は、内部規律の問題であるから、司法審査の対象とはならないとした判例があるよ。」

イ。「判例の考え方からすると、発声障害により自ら発声することができない地方議会議員が、第三者による代読等、自らの発声以外の方法による発言を希望したのに対し、これを認めないという地方議会の決定は、純然たる内部規律の問題であるから、司法審査の対象にはならないことになるね。」

ウ。「大学の単位認定行為は、特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題であって、大学の自主的な判断に委ねられるべきだから、司法審査の対象とならないとした判例もあったな。」

エ。「判例の考え方からすると、特定の授業科目の単位の取得が国家資格取得の前提要件とされている場合には、大学の単位認定行為が司法審査の対象になる可能性もあるね。」

1. ア イ 2. ア ウ 3. ア エ 4. イ ウ 5. イ エ 6. ウ エ

【第18問】（配点：3）

旭川市国民健康保険条例違憲訴訟判決（最高裁判所平成18年3月1日大法廷判決，民集60巻2号587頁）に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.40] から [No.42]）

ア. 憲法第84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めているところ、同条にいう「法律」には条例も含まれるとする見解は、この判決と矛盾抵触する。[No.40]

イ. この判決によれば、租税以外の公課であっても、租税に類似する性質を有するものについては、憲法第84条の趣旨が及ぶところ、その賦課徴収の強制の度合いは、当該公課と租税との類似性を検討するときの要素となる。[No.41]

ウ. この判決は、法律の委任に基づき保険料の賦課要件を定めるべき条例が保険料率の決定等を市長に委任していることにつき、委任された事項の内容や保険料率に係る算定基準の定め方等を検討して、憲法第84条の趣旨に反しないものと判断した。[No.42]

【第19問】（配点：2）

次の文章は、憲法上の地方公共団体の意義について述べた最高裁判所の判決（最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決、刑集17巻2号121頁）の判示を要約したものである。この判決に関する次のアからエまでの各記述について、明らかに誤っているものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.43]）

「憲法が特に一章を設けて地方自治を保障するにいたったのは、新憲法の基調とする政治民主化の一環として、住民の日常生活に密接な関連をもつ公共的事務は、その地方の住民の手でその住民の団体が主体となって処理する政治形態を保障しようとする趣旨からである。この趣旨に徴するときは、憲法第93条第2項にいう地方公共団体といい得るためには、単に法律で地方公共団体として取り扱われているということだけではならず、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とするものというべきである。」

ア. この判決は、憲法によって保障された地方自治がどのような性質を有するかという問題について、個人が国家に対して固有かつ不可侵の権利を持つと同様に、地方公共団体もまた固有の前国家的な基本権を有するという立場に立つものである。

イ. この判決は、「事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤」の存在を地方公共団体の要件として挙げるが、「共同体意識」というのは測定不能で漠然とした概念ではないかとの批判がある。

ウ. この判決のように、沿革上及び行政上の実態を基準に、憲法上の地方公共団体に当たるか否かを判断することは、憲法の下位規範である地方自治法によって憲法の解釈を行うこととなるとの指摘がある。

エ. この判決には、憲法第92条にいう「地方自治の本旨」が、第93条で具体化されている住民自治と第94条で具体化されている団体自治によって構成されていると解する余地がなくなるという問題点がある。

1. ア イ 2. ア ウ 3. ア エ 4. イ ウ 5. イ エ 6. ウ エ

【第20問】（配点：2）

憲法改正に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.44]）

ア. 国会法によれば、議員が憲法改正原案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するが、その発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとされている。

イ. 国会が発議した憲法改正に関する国民の承認は、衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の際に行われる国民投票によることも可能であるが、これらの選挙の際に行われる場合は日本国憲法の改正手続に関する法律は適用されない。

ウ. 日本国憲法の改正手続に関する法律では、憲法改正案に対する国民投票運動に関し、公職選挙法により規制される選挙運動と比較すると、戸別訪問の禁止がないなど規制が緩和されている。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

短答式試験問題集 [民法]

[民法]

〔第1問〕（配点：2）

胎児に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 1]）

- ア．胎児を受贈者として死因贈与をすることはできない。
- イ．胎児を受遺者として遺贈をすることはできない。
- ウ．胎児の父は、胎児の母の承諾を得ても、胎児を認知することはできない。
- エ．胎児の母は、胎児を代理して認知の訴えを提起することはできない。
- オ．胎児のときに不法行為を受けた者は、出生前にその父母が胎児を代理して加害者とした和解に拘束される。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第2問〕（配点：2）

法人に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 2]）

- ア．法人は成年後見人になることができない。
- イ．法人は民法上の組合の組合員になることができない。
- ウ．法人は財産以外の損害について不法行為に基づき損害賠償を請求することができない。
- エ．法人は遺言執行者になることができる。
- オ．法人は特別縁故者として相続財産の分与を受けることができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第3問】(配点：2)

意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 3])

ア. 土地の仮装譲受人が当該土地上に建物を建築してこれを他人に賃貸した場合、その建物賃借人は、民法第94条第2項の「第三者」に当たらない。

イ. 強迫による意思表示の取消しが認められるためには、表意者が、畏怖の結果、完全に意思の自由を失ったことを要する。

ウ. Aを欺罔してその農地を買い受けたBが、農地法上の許可を停止条件とする所有権移転の仮登記を得た上で、当該売買契約上の権利をCに譲渡して当該仮登記移転の付記登記をした場合には、Cは民法第96条第3項の「第三者」に当たる。

エ. 協議離婚に伴う財産分与契約において、分与者は、自己に譲渡所得税が課されることを知らず、課税されないとの理解を当然の前提とし、かつ、その旨を黙示的に表示していた場合であっても、財産分与契約について錯誤による無効を主張することはできない。

オ. 特定の意思表示が記載された内容証明郵便が受取人不在のために配達することができず、留置期間の経過により差出人に還付された場合、受取人がその内容を十分に推知することができ、受領も困難でなかったとしても、当該意思表示が受取人に到達したものと認められることはない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

(参照条文) 民法

(虚偽表示)

第94条 (略)

- 2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

(詐欺又は強迫)

第96条 1, 2 (略)

- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

【第4問】(配点：2)

任意代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 4])

ア. 特定の法律行為をすることを委託された代理人が本人の指図に従ってその行為をした場合、本人は、自ら過失によって知らなかった事情について代理人が過失なく知らなかったことを主張することができない。

イ. 権限の定めのない代理人は、保存行為をする権限のみを有する。

ウ. 代理人が相手方と通謀して売買契約の締結を仮装した場合、相手方は、本人がその通謀虚偽表示を知っていたか否かにかかわらず、当該売買契約の無効を主張することができる。

エ. 代理人が保佐開始の審判を受けたときは、代理権は消滅する。

オ. 代理人が相手方と売買契約を締結した後、その代理人が制限行為能力者であったことが判明した場合であっても、本人は当該売買契約を行為能力の制限によって取り消すことができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第5問】（配点：2）

追認に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 5]）

ア. 無権代理行為について本人が追認を拒絶した後は、本人であっても追認によってその行為を有効とすることができない。

イ. 事実上の夫婦の一方が他方の意思に基づかないで婚姻届を作成して提出した場合において、当時兩名に夫婦としての実質的生活関係が存在し、かつ、後に他方が届出の事実を知ってこれを追認したときは、その婚姻は追認時から将来に向かって効力を生ずる。

ウ. 代理権を有しない者がした契約を本人が相手方に対して追認した場合であっても、契約の時にその者が代理権を有しないことを相手方が知らなかったときは、相手方は契約を取り消すことができる。

エ. 親権者の代理行為が利益相反行為に当たる場合、本人は、成年に達すれば、追認することができる。

オ. 養子縁組が法定代理人でない者の代諾によるために無効である場合であっても、養子本人は、縁組の承諾をすることができる満15歳に達すれば、追認することができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第6問】（配点：2）

消滅時効の中断に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 6]）

ア. 判決により確定した不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は10年である。

イ. 訴訟上相殺の主張がされ、受働債権につき債務の承認がされたものと認められる場合において、その後相殺の主張が撤回されたときは、承認による時効中断の効力は失われる。

ウ. 一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えの提起があった場合、裁判上の請求による時効中断の効力は、その一部の範囲においてのみ生じ、残部に及ばない。

エ. 不動産の仮差押えによる時効中断の効力は、仮差押えの被保全債権について本案の勝訴判決が確定した時に消滅する。

オ. 目的物の引渡請求訴訟において留置権の抗弁を主張したときは、その被担保債権について裁判上の請求による時効中断の効力を生ずる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第7問〕（配点：2）

Aは、Bとの間でAが所有する甲土地を売却する旨の売買契約（以下「本件第1売買契約」という。）を締結し、Bからその代金の支払を受けたが、AからBへの所有権移転登記手続をせず、Cとの間で甲土地を売却する旨の売買契約（以下「本件第2売買契約」という。）を締結し、AからCへの所有権移転登記手続をした。その後、Aは行方不明になり、Bは、Cに対し、所有権に基づいてCからBへの移転登記手続請求訴訟を提起した。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

（解答欄は、〔No.7〕）

ア. Bは、請求原因として、Aが甲土地を所有していたこと、本件第1売買契約の成立及びCの登記の存在を主張立証しなければならない。

イ. Cは、対抗要件の抗弁を主張する場合には、本件第2売買契約の成立及びCが本件第2売買契約締結当時、本件第1売買契約について善意無過失であったことを主張立証しなければならない。

ウ. Cは、BがBのCに対する登記請求権を行使することができる時から20年以上行使していなかったとしても、その登記請求権の時効による消滅をもって、抗弁とすることはできない。

エ. Cが抗弁として本件第2売買契約の成立及びCの登記がこれに基づくことを主張立証した場合、Bは、Cが本件第2売買契約締結当時、本件第1売買契約について悪意であったことをもって、再抗弁とすることができる。

オ. 本件第2売買契約がAの錯誤により無効であった場合、Cが抗弁として本件第2売買契約の成立及びCの登記がこれに基づくことを主張立証したときは、Bは、本件第2売買契約についてAに要素の錯誤があることをもって、再抗弁とすることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第8問〕（配点：2）

占有権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.8〕）

ア. 占有保持の訴えは、妨害の存する間のみ提起することができる。

イ. Aが所有する甲建物にAと同居しているAの未成年の子Bは、甲建物の占有権を有しない。

ウ. Aは、Bが所有する甲土地を解除条件付でBから買い受ける旨の売買契約を締結し、当該売買契約に基づいてBから甲土地の引渡しを受けた。その後、解除条件が成就した場合、Aの甲土地に対する占有は自主占有でなくなる。

エ. 甲土地を占有していた権利能力なき社団が一般社団法人になった場合、その一般社団法人は、甲土地の取得時効を主張するに際して、権利能力なき社団として占有した期間を併せて主張することができる。

オ. 占有の訴えに対し、本権に基づく反訴を提起することはできない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第9問】（配点：2）

用益物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.9】）

- ア. 無償の地上権を設定することはできない。
- イ. 地上権は、存続期間を定めずに、設定することができる。
- ウ. 無償の永小作権を設定することはできない。
- エ. 無償の地役権を設定することはできない。
- オ. 地役権は、存続期間を定めずに、設定することができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第10問】（配点：3）

不動産物権変動に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.10】）

- ア. 未成年者AがA所有の甲土地をBに売却し、その旨の所有権移転登記がされた後、Bが、Aの未成年の事実を過失なく知らないCに甲土地を売却し、その旨の所有権移転登記がされた場合において、AがBに対する売買の意思表示を取り消したときは、Cは、Aに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができない。
- イ. AがA所有の甲土地をBに売却し、その代金が未払である間に、AからBへ所有権移転登記がされた後、Bが、Bの代金未払の事実を知っているCに甲土地を売却し、その旨の所有権移転登記がされた場合において、AがBの履行遅滞によりAB間の売買契約を解除したときは、Cは、Aに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができない。
- ウ. AがA所有の甲土地をBに売却したが、代金の支払をめぐってAB間で争いを生じ、その後、Bが甲土地の所有権を有することを確認する旨の示談が成立した場合において、当該示談に立会人として関与し、示談書に立会人として署名捺印していたCが、AからBに所有権移転登記がされる前に、Aに対する債権に基づいて、A名義の甲土地を差し押さえ、その旨の差押えの登記がされたときは、Bは、Cに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができない。
- エ. AがA所有の甲土地をBに売却した後、CがBを害する目的で甲土地をAから買い受け、その旨の所有権移転登記がされた場合において、Cが事情を知らないDに対して甲土地を売却し、その旨の所有権移転登記がされたときは、Bは、Dに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができる。
- オ. BがA所有のA名義の甲土地を占有し、取得時効が完成した後、CがAから甲土地について抵当権の設定を受けて抵当権設定登記がされた場合において、Bがその抵当権の設定の事実を知らずにその後引き続き時効取得に必要な期間甲土地を占有し、その期間経過後に取得時効を援用したときは、Bは、Cに対し、抵当権の消滅を主張することができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第11問】（配点：2）

所有権の取得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.11]）

ア． AがA所有の甲土地をBに譲渡し、Bが甲土地上に立木を植栽して明認方法を施した場合において、その後、AがCに甲土地を譲渡して、Cに対する所有権移転登記をしたときは、明認方法が存続していたとしても、BはCに対して、立木の所有権を対抗することができない。

イ． AがBに対して、完成した建物の所有権の帰属について特約をせず、A所有の土地上に建物を建築することを注文したところ、Bが自ら材料を提供して建前を建築した段階で工事を中止した場合（その時点における時価400万円相当）において、Aから残工事を請け負ったCが自ら材料を提供して当該建前を独立の不動産である建物に仕上げ（その時点における時価900万円相当）、かつ、AがCに代金を支払っていないときは、当該建物の所有権は、Cに帰属する。

ウ． Aの所有する船舶（時価600万円相当）に、Bの所有する発動機（時価400万円相当）が取り付けられた場合において、損傷しなければこれらを分離することができず、主従の区別がつかないときは、当該発動機付船舶は、3対2の割合でAとBが共有する。

エ． Aが所有する建物を賃借したBがAの同意を得て増築をした場合には、その増築部分について取引上の独立性がなくても、増築部分の所有権は、Bに帰属する。

オ． Aの所有する液体甲（100立方メートル）が、Bの所有する液体乙（10立方メートル）と混和して識別することができなくなり、液体丙（110立方メートル）となった場合において、Aが液体丙の所有権を取得したときは、BはAに対し、不当利得の規定に従い、その償金を請求することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第12問】（配点：2）

担保物権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.12]）

ア． 留置権は、その目的物の一部が債務者に引き渡された場合、目的物の残部についても消滅する。

イ． AがBに対して動産売買の先取特権を有していた場合、BがCに対してその目的物である動産を売却し、占有改定によりこれを引き渡したとしても、Aの動産売買の先取特権は消滅しない。

ウ． 動産質権の設定は、指図による占有移転をもって目的物を債権者に引き渡すことによっても、その効力を生じる。

エ． 不動産質権については、質権者と質権設定者との間の特約で、質権者が目的物を使用収益しない旨を定めることができる。

オ． 抵当権者は、目的物が不法に占有された場合であっても、不法占有者に対して、抵当権に基づいて目的物を直接自己に明け渡すよう求めることはできない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第13問】（配点：2）

抵当権の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.13]）

- ア. 抵当不動産についてその所有者から地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。
- イ. 主たる債務者の承継人は、抵当権消滅請求をすることができない。
- ウ. 建物の賃貸借は、その登記がなくても、建物の引渡しがあったときは、その引渡し前に登記をした抵当権を有する全ての者が同意をし、かつ、その同意の登記があれば、その同意をした抵当権者に対抗することができる。
- エ. 抵当不動産をその所有者から買い受けた者は、その不動産について必要費を支出した場合において、抵当権の実行によりその不動産が競売されたときは、その代価から最先順位の抵当権者より先にその支出した額の償還を受けることができる。
- オ. 抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である土地を使用収益する者は、抵当権の実行によりその土地が競売された場合、買受人の買受けの時から6か月を経過するまでは、その土地を買受人に明け渡す必要がない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第14問】（配点：2）

法定地上権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.14]）

- ア. Aが所有する甲土地及びその上の乙建物にBのために共同抵当権が設定された後、乙建物が取り壊され、甲土地上に新たにAが所有する丙建物が建築されて、丙建物につきCのために抵当権が設定された場合において、甲土地に対するBの抵当権の実行によりDが甲土地を取得したときは、法定地上権が成立する。
- イ. Aが所有する更地の甲土地に第一順位の抵当権が設定された後、甲土地上にAが所有する乙建物が建築され、甲土地に第二順位の抵当権が設定された場合において、第二順位の抵当権の実行によりBが甲土地を取得したときは、法定地上権は成立しない。
- ウ. Aが所有する甲土地上にBが所有する乙建物があるところ、甲土地にCのために第一順位の抵当権が設定された後、Bが甲土地の所有権を取得し、甲土地にDのために第二順位の抵当権を設定した場合において、Cの抵当権が弁済により消滅し、その後、Dの抵当権の実行によりEが甲土地を取得したときは、法定地上権が成立する。
- エ. Aが甲土地及びその上の乙建物を所有しているが、甲土地の所有権移転登記をしていなかったところ、乙建物に抵当権が設定され、抵当権の実行によりBが乙建物を取得したときは、法定地上権は成立しない。
- オ. AとBが共有する甲土地上にAが所有する乙建物があるところ、Aが甲土地の共有持分について抵当権を設定した場合において、抵当権の実行によりCがその共有持分を取得したときは、法定地上権が成立する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第15問】（配点：2）

根抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.15]）

- ア. 元本の確定前において債務者を変更するには、後順位の抵当権者の承諾を得なければならない。
- イ. 根抵当権者は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがない場合、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。
- ウ. 根抵当権者は、根抵当権を実行した場合、当該競売手続において極度額を超える部分について配当を受けることはない。
- エ. 根抵当権の極度額の減額をするには、利害関係を有する者の承諾を得ることを要しない。
- オ. 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後2年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第16問】（配点：2）

債権の目的に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.16]）

- ア. 金銭に見積もることができないものは、債権の目的とすることができない。
- イ. 外国の通貨で債権額を指定した場合には、債務者は、日本の通貨で弁済をすることができない。
- ウ. 元本債権が消滅したとしても、弁済期が到来した利息債権は、当然には消滅しない。
- エ. 甲倉庫内の米のうち1トンの引渡しを受ける旨の制限種類債権は、甲倉庫内の米が全て滅失したときは、履行不能となる。
- オ. 選択債権においては、別段の意思表示がないときは、選択権は債権者に属する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第17問】（配点：2）

詐害行為取消権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.17]）

- ア. 相続の放棄は、相続の放棄をした債務者が債務の履行を長期間怠るなど背信性の程度が著しい場合に限り、詐害行為取消権の対象となる。
- イ. 不動産の買主は、その売主がその不動産を第三者に贈与した場合、それによって売主が無資力となったとしても、当該贈与を詐害行為取消権の対象とすることができない。
- ウ. 詐害行為取消権の対象となる贈与の目的物が不可分なものであるときは、その価額が債権額を超過する場合であっても、贈与の全部について取り消すことができる。
- エ. 贈与が虚偽表示に該当することを知らない転得者との関係において、当該贈与を詐害行為取消権の対象とすることはできない。
- オ. 債務者が自己の第三者に対する債権を譲渡した場合において、債務者がこれについてした確定日付のある債権譲渡の通知は、詐害行為取消権行使の対象とならない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第18問】（配点：2）

保証に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.18]）

- ア. 保証が付された債権が譲渡された場合においては、譲渡人から主たる債務者に対して債権譲渡の通知をすれば、保証人に対して通知をしなくても、譲受人は保証人に対して保証債務の履行を請求することができる。
- イ. 未成年者が法定代理人の同意を得ずに債務を負担する行為をした場合において、その債務の保証人は、保証契約締結の当時、未成年者が法定代理人の同意を得ずに債務を負担する行為をしたことを知っており、かつ、その後、当該未成年者の行為が、未成年者の行為であることを理由に取り消されたときは、当該未成年者が負担していた債務と同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定される。
- ウ. 主たる債務者が債権者に対し反対債権を有している場合であっても、保証人は、債権者から保証債務の履行を請求されたときは、保証債務を履行しなければならない。
- エ. 主たる債務について違約金の定めがない場合、保証人は、債権者との間で、保証債務についてのみ違約金を約定することができない。
- オ. 特定物の売買契約が売主の債務不履行により解除され、売主が代金返還義務を負担したときは、売主のための保証人は、反対の特約のない限り、当該代金返還義務について保証の責任を負う。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第19問】（配点：2）

弁済に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.19]）

- ア. 委託を受けない保証人は、主たる債務者の意思に反して弁済することができない。
- イ. 弁済を受領する権限を有しない者に対する弁済は、債権者がこれによって利益を受けたとしても、債権者に対し効力を有しない。
- ウ. 第三者は、当事者が合意により禁止したときは、弁済をすることができない。
- エ. 弁済の時期について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。
- オ. 預金通帳を盗んだ者が預金通帳を使用して現金自動入出機から預金の払戻しを受ける行為については、弁済の効力が生じることはない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第20問〕（配点：2）

弁済の目的物の供託に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.20〕）

ア. 債務の弁済について利害関係を有する第三者が債権者に弁済の提供をしたのに債権者がその受領を拒んだ場合、当該第三者は、債務者の意思に反するときは、供託することができない。

イ. 口頭の提供をしても債権者が弁済の受領を拒むことが明確な場合、債務者は、口頭の提供をしなくても、供託することができる。

ウ. 指名債権が二重に譲渡され、確定日付のある2つの譲渡通知が債務者に到達したが、その先後関係が不明である場合、債務者は供託することができる。

エ. 金銭債務について弁済供託がされた場合、債権者が供託金を受け取った時に債務は消滅する。

オ. 自己が相当と考える額を債務者が供託した場合には、債務の全額に満たなくても、その額については供託は有効である。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第21問〕（配点：3）

相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.21〕）

ア. 抵当不動産の所有権を取得したAが、抵当権者Bに対する売買代金債権を有している場合には、当該売買代金債権と抵当権の被担保債務であるCに対する貸金債務とを対当額において相殺することができる。

イ. 弁済期の定めのない貸金債権を有する者は、当該貸金債権の債務者に対して、弁済期が未到来の売買代金債務を負担している場合には、当該売買代金債務の期限の利益を放棄した上で、これらの債権債務を対当額において相殺することができる。

ウ. 請負代金債務を負担する注文者が、請負人に対する貸金債権を譲り受けたが、譲受けの時点で当該貸金債権の消滅時効が完成していた。その後、請負人により消滅時効が援用された場合、注文者は、これらの債権債務を対当額において相殺することができない。

エ. 車両同士の交通事故が双方の運転者の過失に基因して発生し、双方に物的損害のみが生じた場合、一方の運転者は、双方の損害賠償債権を対当額において相殺することができる。

オ. AがB銀行に対する定期預金債権を有していたところ、Cが、Aと称して、B銀行に対し、その定期預金債権を担保とした貸付けの申込みをし、B銀行は、CをAと誤信したため貸付けに応じた。この場合、B銀行は、貸付けの際に、Cを預金者本人と認定するにつき金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしていたとしても、その貸付債権と定期預金債権とを対当額において相殺することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第22問】（配点：2）

免除に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.22]）

ア．債権者が債務者に免除の意思を表示した場合、免除の効果は、債務者が債権者に対して免除の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

イ．債務の免除があった場合において、債務者が債務の免除を受けたことを忘れて弁済したときは、債務者はその返還を求めることはできない。

ウ．Aに対し、BCDが等しい負担部分で300万円の連帯債務を負っている場合において、AがCについて連帯の免除をしたときでも、B及びDは、Aに対し、300万円の連帯債務を負う。

エ．Aに対し、BCDが等しい負担部分で300万円の連帯債務を負っている場合において、AがCに対して300万円の連帯債務全額について免除をしたときでも、B及びDは、Aに対し、300万円の連帯債務を負う。

オ．主たる債務者について債務の免除があった場合には、連帯保証人の債務は消滅する。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第23問】（配点：2）

民法上の金銭消費貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.23]）

ア．金銭消費貸借の予約は、書面によらなければならない。

イ．貸主が借主の指示する第三者に金銭を交付した場合であっても、金銭消費貸借は効力を生ずる。

ウ．金銭消費貸借において、反対の意思の表示がない限り、貸主は法定利率による利息を請求することができる。

エ．金銭消費貸借において貸主が利息を請求することができる場合、借主は、特約のない限り、元本を受け取った日を含めて利息を支払わなければならない。

オ．金銭消費貸借において、返還場所に関する合意をしなかった場合には、借主は貸主の現在の住所に弁済金を持参して返還をしなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第24問】（配点：2）

使用貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.24]）

ア. 建物の使用貸借において、目的建物に瑕疵があり、貸主がそれを知らなかったことについて過失がある場合には、貸主は担保責任を負う。

イ. Aの共同相続人の一人であるBが相続開始前からAの許諾を得て遺産である建物においてAと同居していた場合、BはAの死亡時から遺産分割により当該建物の所有関係が最終的に確定するまでの間であっても、当該建物を無償で使うことができない。

ウ. 建物所有者AとBの間で、Aの海外赴任中に限り無償でその所有建物をBが借り受ける旨の合意をしたが、その引渡し前に、Aが第三者Cと賃貸借契約を締結して当該建物を引き渡した場合、BはAに対して、使用貸借契約に基づく債務の不履行による損害賠償請求をすることができない。

エ. 借主が有益費を支出した場合において、その価格の増加が現存するときは、貸主は、その選択に従い、借主が支出した金額又は増価額のいずれかを償還すれば足りる。

オ. 借主が貸主に無断で第三者に借用物を引き渡して使用させたときは、貸主は、借主に対して、催告をしなければ、契約を解除することができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第25問】（配点：2）

Aは、Bに対し、Aの所有する甲建物を賃料月額10万円で賃貸し、甲建物をBに引き渡した。その後、Bは、Cに対し、甲建物を賃料月額12万円で賃貸し、甲建物をCに引き渡した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.25]）

ア. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合、Aは、Cに対し、甲建物の賃料として月額12万円の支払を請求することができる。

イ. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合、Cは、甲建物の修繕を直接Aに対し請求することができない。

ウ. AがBC間の賃貸借を承諾していた場合において、AがBとの間で甲建物の賃貸借を合意解除したときは、Aは、Cに対し、甲建物の明渡しを請求することができる。

エ. AがBC間の賃貸借を承諾していなかった場合において、AB間の賃貸借が終了したときは、Aは、Cに対し、所有権に基づく甲建物の明渡しを請求することはできるが、AB間の賃貸借の終了に基づく甲建物の明渡しを請求することはできない。

オ. AがBC間の賃貸借を承諾していなかった場合、Aは、当然にAB間の賃貸借を解除することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第26問】（配点：2）

委任に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.26]）

- ア. 無償委任の受任者は、自己のためにするのと同じの注意をもって、委任事務を処理しなければならない。
- イ. 受任者は、いつでも、第三者に委任事務の処理を委託することができる。
- ウ. 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。
- エ. 委任は、受任者が後見開始の審判を受けたときは、終了する。
- オ. 受任者は、やむを得ない事由がなければ、委任契約を解除することができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第27問】（配点：3）

和解に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.27]）

- ア. AがBに対してAB間の売買契約に基づく甲不動産の引渡しを請求したが、Bがこれを拒否したため争いを生じた場合には、AB間で、BがAに対して係争物とは全く関係のない乙不動産を譲り渡す旨の和解契約を締結することはできない。
- イ. Aから債権を買い受けたBとその債権の債務者であるCとの間で和解契約が締結された。この和解に際しては、その債権に係る支払額が争われ、AB間の売買契約が有効か否かは争われていなかったが、後に売買契約が無効であることが判明したときは、Bは、当該和解契約の錯誤による無効を主張することができる。
- ウ. Aは、Bとの賭博に負けたため、Cに事情を話して小切手を振り出させ、これらの経緯を知るBに交付したところ、BC間で、小切手の支払金額につき争いが生じ、和解契約が成立した。この場合、BC間の和解契約は公序良俗に反し無効である。
- エ. Aは、Bの運転する自動車と接触し負傷したため、Bに対し損害賠償を請求したところ、AB間で、全損害を把握し難い状況の下において、BがAに対して早急に少額の賠償金を支払い、Aはそれ以外請求しない旨の和解契約が成立した。その後、Aに和解契約の当時は予期し得なかった後遺症が生じた。この場合、Aは、Bに対し、新たに生じた後遺症につき損害賠償を請求することができる。
- オ. Aは、自己の所有する建物をBに賃貸したが、Bが賃料の支払を遅滞したため、Bに対して賃料の支払を請求し、AB間で、Bが以後賃料の支払を1か月分でも怠ったときには賃貸借契約は当然解除となる旨の和解契約が成立した。この場合、その後に賃料の不払があったときは、Bは、信頼関係の不破壊を主張して解除の効力を争うことができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第28問】（配点：2）

Aが長期出張で不在中に、Aの居宅の生け垣の一部が強風により倒壊した。その後、Aの居宅の隣地に居宅を有するBがAのために義務なく行った行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.28]）

ア. Bが自ら生け垣を修理した場合には、Bは、Aに対し、その修理に対する報酬の支払を請求することはできない。

イ. Bが造園業者に依頼して生け垣の修理をさせた場合には、Bは、Aに対し、造園業者へ未払の請負代金を支払うよう請求することはできない。

ウ. Bが自ら生け垣を修理した後、台風により生け垣全体が倒壊した場合において、生け垣の修理がAの意思に反していたときは、Bは、Aに対し、その修理に要した費用の支払を請求することはできない。

エ. Bが自ら生け垣の修理を始めたが、途中で放置したために生け垣全体が枯れてしまった場合には、Aは、Bに対し、生け垣が枯れた分の損害の賠償を請求することはできない。

オ. Bが、Aの居宅の防犯だけでなくBの居宅の防犯も目的として自ら生け垣を修理した場合には、Bは、Aに対し、その修理に要した費用の支払を請求することはできない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第29問】（配点：2）

不法行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.29]）

ア. 精神上的障害により責任無能力者となった夫と同居する妻は、責任無能力者である夫を監督する法定の義務を負う者として、夫が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

イ. 請負人がその仕事について第三者に損害を加えた場合には、その注文又は指図について注文者に過失があったときを除き、注文者は、その損害を賠償する責任を負わない。

ウ. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害が生じた場合において、その工作物の所有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、その工作物の占有者が、その損害を賠償する責任を負う。

エ. 動物の占有者は、その動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負わない。

オ. 交通事故により傷害を受けた者が搬送先の医師の診療上の過失により死亡した場合には、交通事故の加害者と医師が被害者の被った損害について連帯して賠償する責任を負うことはない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第30問】（配点：2）

親子関係をめぐる訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.30]）

- ア. 嫡出否認の訴えは、夫のほか、子の血縁上の父も提起することができる。
- イ. 妻以外の第三者が生んだ子を嫡出子として出生を届け出たため戸籍上嫡出子となっている子について、夫が父子関係を争う場合、嫡出否認の訴えによることはできない。
- ウ. 夫が長期間服役しており、妻が夫の子を懐胎することが不可能であったと認められる時期に妻が懐胎した子について、夫が父子関係を争う場合には、嫡出否認の訴えによらなければならない。
- エ. 母子関係の存在を争う第三者は、母と子のどちらか一方が死亡した後は、親子関係不存在確認の訴えを提起することができない。
- オ. 女性が、再婚禁止期間内に婚姻届が誤って受理されて再婚し、出産した場合において、生まれた子に対し嫡出の推定が重複するときは、父を定めることを目的とする訴えによって裁判所がこれを定める。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第31問】（配点：2）

いずれも婚姻をしていないA男とB女との間に子Cが生まれた。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.31]）

- ア. Aが成年被後見人であるとしても、AがCを認知するにはAの成年後見人の同意を要しない。
- イ. AがCを認知した場合、Cの監護について必要な事項は、家庭裁判所がこれを定める。
- ウ. Cは、Aが死亡した場合、認知の訴えを提起することができない。
- エ. AがCを認知した後、AとBが婚姻したとしても、Cは嫡出子の身分を取得することはない。
- オ. AがCを認知しない間にCが死亡した場合において、Cに未成年の子Dがあったときは、Dの承諾を得なくとも、AはCを認知することができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第32問】（配点：2）

相続人に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.32]）

- ア. Aが死亡した場合、Aの兄Bの子CがAの代襲相続人となることはない。
- イ. Aが死亡した場合、Aの祖父BがAの相続人となることはない。
- ウ. Aの子Bが相続人の欠格事由に該当し、その相続権を失った場合において、その後、Aの死亡前にBがCを養子とする養子縁組をしたときは、CはAの代襲相続人となる。
- エ. Aが妻Bの懐胎中に死亡した場合において、その後、出生した子CはAの相続人とならない。
- オ. Aが死亡した場合において、Aの子Bが相続の放棄をしたときは、Bの子CはAの代襲相続人となることはない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第33問】（配点：2）

相続の承認又は放棄に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.33]）

- ア．相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、善良な管理者の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。
- イ．共同相続人に強迫されて相続の放棄をした者は、その旨を家庭裁判所に申述して放棄の取消しをすることができる。
- ウ．相続人Aが相続の放棄をしたことにより相続人となったBが相続の承認をした場合であっても、Bの承認後にAが私に相続財産を消費した場合には、Aは単純承認をしたものとみなされる。
- エ．限定承認者は、相続債権者及び受遺者に対する公告の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。
- オ．共同相続人のうち一人が相続の放棄をした場合、他の共同相続人は限定承認をすることができなくなる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第34問】（配点：2）

相続人の不存在に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.34]）

- ア．相続人があることは明らかでないが、相続財産全部の包括受遺者があることは明らかである場合には、相続財産法人は成立しない。
- イ．相続財産法人が成立し、家庭裁判所によって相続財産の管理人が選任された後に、相続人のあることが明らかになった場合には、その時点で、相続財産管理人の代理権は消滅する。
- ウ．共有者の一人が相続人なくして死亡した場合において、相続債権者及び受遺者に対する清算手続が終了したときは、その共有持分は他の共有者に帰属し、特別縁故者への財産分与の対象にはならない。
- エ．相続人は、相続人の搜索の公告の期間内に相続人としての権利を主張しなかった場合には、特別縁故者に対する相続財産の分与後、残余財産があったとしても、相続権を主張することができない。
- オ．家庭裁判所は、特別縁故者に対して相続財産の分与をする場合、清算後残存すべき相続財産の全部を与えることはできない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第35問】（配点：2）

遺言の方式に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.35]）

- ア．自筆証書遺言における押印を指印によってすることはできない。
- イ．秘密証書遺言をするには、遺言者が証書の本文及び氏名を自書し、押印をしなければならない。
- ウ．公正証書遺言において、遺言者が署名することができない場合には、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- エ．自筆証書遺言の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に押印をしなければ、その効力を生じない。
- オ．成年被後見人が事理弁識能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第36問】（配点：2）

混同に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.36]）

- ア．債権質に供されている債権を債務者が相続したときは、当該債権は消滅する。
- イ．賃貸人たる地位と転借人たる地位とが同一人に帰属した場合、転貸借関係は消滅する。
- ウ．連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、当該連帯債務者は弁済をしたものとみなされ、他の連帯債務者に対して負担部分の割合に応じて求償することができる。
- エ．甲土地の賃借権が対抗要件を具備した後に、甲土地に抵当権が設定された場合において、甲土地の所有権と賃借権が同一人に帰属するに至ったときは、賃借権は消滅する。
- オ．保証人が債権者を相続したときは、保証債務は消滅する。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

短答式試験問題集 [刑法]

[刑法]

〔第1問〕(配点：3)

刑罰論に関する次の各【見解】についての後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は，[No. 1]，[No. 2] 順不同)

【見 解】

- A. 刑罰の目的は，行為者が将来再び犯罪を行うのを予防することにある。
- B. 刑罰の目的は，刑罰による威嚇を通して一般人が犯罪を行うのを予防することにある。
- C. 刑罰は，犯罪を行った者が果たさなければならないしよく罪である。
- D. 刑罰の目的は，処罰により行為者の行為が犯罪であると公的に確認され，これを通して一般人が犯罪を行うのを予防することにある。

【記 述】

- 1. Aの見解に対しては，軽微な犯罪を行った者であっても，その更生に必要であれば，長期の拘禁刑を科すことが正当化されるおそれがあるとの批判が可能である。
- 2. Bの見解に対しては，刑罰は重ければ重いほどよいという考え方に陥るおそれがあるとの批判が可能である。
- 3. Cの見解は，軽微な犯罪を行った者であっても，一般予防の必要性が高いときはその刑を重くしなければならないとの考え方に親和的である。
- 4. Cの見解に対しては，犯罪を行った者に対し，その処罰を猶予する余地がなくなるとの批判が可能である。
- 5. Dの見解は，自由意思の存在を認めない決定論を前提として初めて成り立つものである。

〔第2問〕(配点：2)

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものの組合せは，後記1から5までのうちどれか。(解答欄は，[No. 3])

- ア. 甲は，同僚Aを会社の備品倉庫内に閉じ込めて困らせようと考え，午後7時頃，Aが一人で作業をしていた同倉庫の全ての出入口扉に外側から鍵を掛けた。Aはそのことに気付かず，もともと同倉庫で深夜遅くまで仕事をするつもりであったので，そのまま作業を続けていたところ，午後10時頃，たまたま同倉庫にやって来た他の従業員が出入口扉の鍵を開けた。この場合，甲には監禁罪は成立し得ない。
 - イ. 甲は，別居中の元妻Aが単独で親権を有する生後数日のBを連れ去ろうと考え，A方を訪問した上，Aがトイレに行っている際に，ベビーベッドで寝ていたBを連れ去った。この場合，Bには移動の自由が全くないから，甲には未成年者略取罪は成立し得ない。
 - ウ. 甲は，捜査車両をのぞき見て同車両のナンバーを把握するため，警察署の建物及び敷地への外部からの立入りを制限するとともに内部をのぞき見ることができない構造として作用し，建物の利用のために供されている高さ約2.5メートルのコンクリート塀を正当な理由なくよじ登り，その上部に立って同警察署の敷地内の捜査車両を見て立ち去った。この場合，甲には建造物侵入罪は成立し得ない。
 - エ. 甲は，Aに恨みを抱き，「ふざけるな。おまえの妻Bを酷い目に遭わせてやる。」という電子メールをA宛てに送り付けた。BがAの内縁の妻であった場合，甲には脅迫罪は成立し得ない。
 - オ. 甲は，深夜，A方に侵入し，泥酔して熟睡中のAにわいせつ行為をして，Aに全く気付かれないままA方を出た後，A方から約100メートル離れた路上で，警ら中の警察官Bから職務質問を受けたため，逮捕を免れる目的で，Bを拳骨で殴打してBに傷害を負わせた。この場合，甲には準強制わいせつ致傷罪は成立し得ない。
1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第3問】（配点：2）

過失犯の本質について、学生A及びBが次の【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から④までの（ ）内に後記アからキまでの【発言】から適切なものを選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 4]）

【会 話】

学生A. 私は、過失犯の本質について、精神を緊張させたならば結果発生を予見することが可能であったにもかかわらず、これを予見しなかったことにあると考えています。私が採る見解では、過失犯の体系上、一般的に、(①)の判断において、信頼の原則を考慮することになります。

学生B. A君が採る見解に対しては、(②)という批判がありますね。私は、過失犯の本質について、社会生活上必要な注意を尽くさないで、結果回避のための適切な措置を採らなかったことにあると考えています。

学生A. B君が採る見解に対しては、「結果回避のための適切な措置」について、(③)という批判があります。また、B君が指摘した批判に対しては、私が採る見解でも、(④)ことにより、対応することができるとの反論ができます。

【発 言】

ア. 予見可能性

イ. 結果回避義務

ウ. 行政取締法規が定める義務に帰着せざるを得ず、刑法上の過失犯が行政取締法規違反の結果的加重犯になってしまう

エ. 予見可能性のみで過失を認めると、過失犯の処罰範囲が広くなり過ぎる

オ. 重大な結果が予見可能であるにもかかわらず、それを回避する義務がないというのは妥当ではない

カ. 実行行為の内容として実質的危険性を要求する

キ. 予見可能性を結果回避義務を導く前提要件として位置付ける

1. ①ア ②ウ ③エ ④キ
2. ①ア ②エ ③ウ ④カ
3. ①ア ②エ ③オ ④キ
4. ①イ ②ウ ③オ ④カ
5. ①イ ②エ ③ウ ④キ

〔第4問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.5〕）

1. 甲は、Aから現金を借り入れるに当たり、借入金をAに自ら返済する意思も能力もないのに、乙に対し、「自分がAに返済するので、保証人として名前を貸してほしい。」とうそを言い、その旨乙を誤信させ、乙に、Aを貸主、甲を借主とする消費貸借契約書の保証人欄に署名押印させた。乙は錯誤に基づいて署名押印しているから、甲には有印私文書偽造罪の間接正犯が成立する。
2. 甲は、取引先乙に見せて自己に信用があることを誇示するだけの目的で、偽造された約束手形を真正なものとして乙に提示した。偽造有価証券行使罪の「行使」といえるためには、偽造有価証券を真正なものとして流通に置く必要があるから、甲には同罪は成立しない。
3. 甲は、偽名を用いて会社に就職しようと考え、同会社に提出する目的で、履歴書用紙に、架空人Aの氏名を記載し、その氏名の横にAと刻した印鑑を押印するとともに、自己の顔写真を貼り付けて履歴書を作成した。同履歴書の作成名義人と作成者との人格の同一性にそごを生じさせるものとは認められないから、甲には有印私文書偽造罪は成立しない。
4. 甲は、信販会社の財産上の事務処理を誤らせる目的で、権限がないのに、同会社の会員名義のクレジットカードの電磁的記録を白地のカード板の磁気部分に印磁して、クレジットカードを構成する電磁的記録を作成したが、その外観は一般人が真正な支払用カードと誤認する程度のもではなかった。支払用カード電磁的記録不正作出罪が成立するためには、一般人が真正な支払用カードと誤認する程度の外観を備える必要はないから、甲には同罪が成立する。
5. 県立高校を中途退学した甲は、父親乙に見せて安心させるだけの目的で、偽造された同高校校長A名義の甲の卒業証書を真正なものとして乙に提示した。甲は、同卒業証書を乙に見せただけであり、公文書に対する公共の信用を害するおそれがないから、甲には偽造有印公文書行使罪は成立しない。

【第5問】（配点：4）

違法性に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に、[No.6] から [No.10]）

ア. 殺人被告事件の弁護人が、同被告事件の真犯人は被告人の兄であると考え、第一審の有罪判決後に行った記者会見で「同被告事件の真犯人は被告人の兄である。」旨発表した場合、弁護活動の一環として行ったものであるから、正当な業務行為として違法性が阻却され、名誉毀損罪は成立し得ない。[No.6]

イ. 宗教家が、異常な言動を示すようになっていた娘を連れてきた信者の求めに応じ、その娘の不調の原因を取り去る目的で、宗教上の行為として、同人の身体を手で押さえ付け、流れ落ちる滝の水を同人の顔面に打ち当てた結果、同人を窒息死させた場合、宗教活動の一環として行ったものであるから、正当な業務行為として違法性が阻却され、傷害致死罪は成立し得ない。

[No.7]

ウ. 現行犯人を逮捕しようとする私人が、犯人から抵抗を受け、逮捕のために社会通念上必要かつ相当な範囲で実力を行使し同人に傷害を負わせた場合、法令による行為として違法性が阻却され、傷害罪は成立し得ない。[No.8]

エ. 借地人が、自己の借地内にある自己所有の店舗を増築する必要に迫られ、その借地内に突き出ている隣の家屋の屋根をその所有者の承諾なく切除した場合、自救行為として違法性が阻却され、建造物損壊罪は成立し得ない。[No.9]

オ. 新聞記者が、取材の目的で国家公務員に秘密漏示を唆した場合、取材の自由は憲法上保障される表現の自由に由来し、十分尊重されるべきであるから、正当な業務行為として違法性が阻却され、国家公務員法違反の罪（秘密漏示教唆罪）は成立し得ない。[No.10]

【第6問】（配点：2）

賄賂罪（あっせん収賄罪を除く。）に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.11]）

ア. 賄賂罪の「賄賂」は、公務員の職務に関する不正な利益であれば足り、個別の職務行為との間に具体的な対価関係があることを要しない。

イ. 賄賂罪は、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をした時点でそれらの行為をした者が公務員でなければ、いかなる場合でも成立しない。

ウ. 賄賂罪の「職務」とは、公務員がその地位に伴い公務として取り扱うべき執務をいうが、独立の決裁権限がなく、単に上司の補助をする立場の公務員が取り扱う事務はこれに該当しない。

エ. 賄賂罪の「職務」は、公務員の一般的職務権限に属するものであれば足り、公務員が現に具体的に担当している事務であることを要しない。

オ. 賄賂罪の「職務」は、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をした時点で公務員の一般的職務権限に属している必要があり、公務員が一般的職務権限を異にする他の職務に転じた後に前の職務に関して賄賂を収受した場合には、賄賂罪は成立しない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第7問】(配点：2)

学生A, B及びCは, 次の【事例】における甲の罪責について, 後記【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から④までの()内から適切なものを選んだ場合, 正しいものの組合せは, 後記1から5までのうちどれか。(解答欄は, [No.12])

【事例】

甲は, 過失による自動車追突事故を偽装して保険会社から保険金を詐取することを計画し, 乙に同計画を打ち明け, 乙の真意に基づく同意を得た上で, 自己の運転する自動車を乙が運転する自動車に追突させた。その結果, 乙は軽微な傷害を負った。

【会話】

学生A. 被害者が自己の身体に対する傷害を同意した場合に傷害罪が成立するか否かにつき, 私は, 判例と①(a. 同様の・b. 異なる)立場に立っており, 単に同意が存在するという事実だけではなく, その同意を得た動機, 目的, 身体傷害の手段, 方法, 損傷の部位, 程度など諸般の事情を照らし合わせて, 傷害罪の成否を決すべきであると考えます。乙の同意は, 保険金詐取という違法な目的に利用するために得られた違法なものであり, これにより, 乙に対する傷害行為の違法性が阻却されることはないので, 甲には傷害罪が成立すると考えます。

学生B. A君の見解に対しては, ②(c. 個人の自己決定権を重視し過ぎている・d. 不可罰である詐欺の予備行為を傷害罪で処罰することになる)という批判があります。

学生C. 私は, 乙の有効な同意がある限り, 刑法によって保護すべき法益の侵害がないので, 乙に対する傷害行為については, 傷害罪の構成要件該当性を欠き, 甲には傷害罪が成立しないと考えます。

学生A. C君の見解に対しては, ③(e. 傷害罪の処罰根拠と合理的な関連性のない事情を考慮し過ぎている・f. 死亡の結果が発生した場合に傷害致死罪が不成立となるのは不当である)と批判することが可能です。

学生C. 同意殺人罪に対応する同意傷害罪の規定がない以上, 私の見解のように, 同意傷害は不可罰であると解すべきです。

学生B. しかし, ④(g. 同意殺人罪の法定刑に比して傷害罪の法定刑は重い・h. 同意殺人罪は, 殺人罪の法定刑の下限の重さが考慮されて, その減輕類型として特に設けられたものである)ので, 同意傷害罪の規定がないことは理由にならないと思います。

1. ①a ②c ③e ④h
2. ①a ②d ③f ④g
3. ①a ②d ③f ④h
4. ①b ②c ③e ④g
5. ①b ②d ③f ④g

【第8問】(配点：2)

次のアからオまでの各記述における甲の罪責について判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.13])

- ア. 甲が、自然湖の一部に設けられた乙のいけすから逃げ出した乙所有の錦鯉30匹を、同湖内のいけすから離れた場所で発見し、乙が所有する錦鯉であると認識しながら、これらを自己のものにしようと考えて捕獲した場合、窃盗罪が成立する。
- イ. 甲は、パチスロ機に針金を差し込んで誤作動させてメダルを窃取することを乙と共謀し、乙による窃盗の犯行を周囲から見えにくくするため、乙の隣のパチスロ機で通常の遊戯を行い、それによりメダルを取得した。この場合、甲自身が遊戯したパチスロ機で取得したメダルについても窃盗罪が成立する。
- ウ. 甲が、乙から封かんされた現金20万円入りの封筒を渡されてそれを丙に届けるように依頼されたが、丙方に向かう途中で封筒内の現金が欲しくなり、封を開いて封筒に入っていた現金のうち5万円を取り出してこれを自己のものとし、残りの現金が入った封筒を丙に交付した場合、取り出した5万円について窃盗罪が成立する。
- エ. 甲は、乙から、乙が海中に落とした腕時計の引き揚げを依頼され、その腕時計が落ちた場所の大体の位置を指示された。甲が、乙から指示された海中付近を探索した結果、同腕時計を発見したが、それを乙に知らせることなく、同腕時計を引き揚げて自己のものとした場合、窃盗罪が成立する。
- オ. 甲が、満員電車に乗っていた際、隣の席に座っていた見ず知らずの乙が財布を座席に置き忘れたままX駅で下車したのを目撃し、乙の財布とその中身を自己のものにしようと考え、次のY駅に到着した時点で乙の財布を取得した上、同駅で下車し自宅に持ち帰った場合、窃盗罪が成立する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第9問】(配点：3)

次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。(解答欄は、[No.14]、[No.15] 順不同)

- 1. 刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者が、猶予の期間内に更に罪を犯しても、罰金に処せられたときには、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなくてもよい。
- 2. 懲役に処せられた者がその執行を終わった日から5年以内に更に罪を犯し、その者を有期懲役に処するとき、その刑は、その罪について定めた懲役の長期の2倍以下とするが、その場合でも懲役20年までしか上げることができない。
- 3. 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、無期刑については10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。
- 4. 1個の行為が2個以上の罪名に触れる場合、それらの罪についていずれも有期懲役に処するとき、その刑は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその2分の1を加えたものを長期とする。
- 5. 親告罪に当たる罪を犯した者が、捜査機関及び告訴権者に発覚する前に、告訴権者に対して自己の犯罪事実を自発的に告げ、告訴するかどうかについて告訴権者の措置に委ねた場合、その刑を減輕することができる。

【第10問】（配点：3）

強盗致傷罪に関する次の各【見解】AないしDに従って後記各【事例】ⅠないしⅢにおける甲の罪責を検討し、後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.16]、[No.17] 順不同）

【見 解】

- A. 致傷結果は、強盗の機会に行われた行為から発生すれば足りる。
- B. 致傷結果は、強盗の手段である暴行から発生する必要がある。
- C. 致傷結果は、強盗の手段である暴行のほか、強盗の機会に行われた行為のうち、強盗行為と
その性質上密接な関連性を有する行為から発生する必要がある。
- D. 致傷結果は、強盗の手段である暴行のほか、強盗の機会に刑法第238条所定の目的で行う
暴行から発生する必要がある。

【事 例】

- Ⅰ. 甲は、自らの強盗の犯行を乙に目撃されたところ、犯行の翌日、犯行現場から約10キロメートル離れた路上において、たまたま乙に発見され、乙に捕まらないようにするため、乙の顔を拳骨で多数回殴打し、乙に傷害を負わせた。
- Ⅱ. 甲は、乙から金品を強取することを丙と計画し、丙と共に乙方に侵入して乙から金品を強取したが、その直後、乙方において、丙に対する日頃の不満を解消するためだけに、丙の顔を拳骨で多数回殴打し、丙に傷害を負わせた。
- Ⅲ. 甲は、乙から金品を強取することを計画し、乙方に侵入して乙に包丁を突き付けて金品を要求したが、これに乙が応じなかったため、金品強取を諦めて逃走しようとしたところ、乙から金品を強取できなかった腹いせに、乙とは別の部屋で寝ていた1歳の丙の腹部を多数回蹴り付け、丙に傷害を負わせた。

【記 述】

- 1. Aの見解によれば、事例ⅠからⅢのいずれでも強盗致傷罪が成立する。
- 2. Bの見解によれば、事例ⅠからⅢのいずれでも強盗致傷罪が成立しない。
- 3. Cの見解によれば、事例Ⅱでは強盗致傷罪が成立しない。
- 4. Dの見解によれば、事例Ⅰでは強盗致傷罪が成立する。
- 5. Dの見解によれば、事例Ⅲでは強盗致傷罪が成立する。

【第11問】（配点：2）

責任能力に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.18]）

- 1. 裁判所は、責任能力の有無・程度について、専門家たる精神医学者の意見を十分に尊重して判定すべきであるから、精神鑑定の意見の一部だけを採用することは許されない。
- 2. 行為者が犯行時に心神耗弱状態にあった場合でも、その刑を減輕しないことができる。
- 3. 犯行時に事物の是非善悪を弁識する能力が著しく減退していても、行動を制御する能力が十分に保たれていれば、完全責任能力が認められることがある。
- 4. 精神の障害がなければ、心神喪失又は心神耗弱と認められる余地はない。
- 5. 14歳の者は、事物の是非善悪を弁識し、その弁識に従って行動する能力が十分に認められる場合であっても、処罰されない。

〔第12問〕（配点：2）

詐欺罪に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。（解答欄は，〔No.19〕）

1. 航空会社の空港係員に対し、内心では、外国への不法入国を企てている知人を搭乗させるつもりであるのに、自らが搭乗するとうそを言って、あらかじめ航空券を購入していた航空便について搭乗券の交付を求め、同係員から搭乗券の交付を受けた場合、当該搭乗券についての詐欺罪が成立する。
2. 自動車販売会社の販売員に対し、その代金を支払う意思も能力もないのに、これらがあるように装って自動車の購入を申し込み、分割払いの約定で同販売員から自動車の引渡しを受けた場合、代金完済まで同自動車の所有権が同会社に留保されていても、詐欺罪が成立する。
3. 他人名義の国民健康保険被保険者証を利用して消費者金融から借入れをしようと考え、その他人に成り済まして、市役所職員を欺いて国民健康保険被保険者証の交付を受けた場合、詐欺罪が成立する。
4. 自己名義の銀行預金口座に多額の誤った振込みがなされていることを知った上で、同銀行の窓口係員に対し、誤った振込みがあった旨を告知することなく同口座の残金全額の払戻しを請求し、同係員から即時にその払戻しを受けた場合、詐欺罪が成立する。
5. 他人所有の土地を当該他人から買い受けた事実がないのに、当該他人から盗んだ印鑑を押して登記申請に必要な書類を偽造した上、これを登記官に提出し、当該他人に無断で、自己への所有権移転登記を完了させた場合、当該土地についての詐欺罪が成立する。

〔第13問〕（配点：3）

共犯の従属性に関する次の【見解】に従って後記1から5までの各【記述】を検討した場合、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，〔No.20〕，〔No.21〕 順不同）

【見 解】

共犯が成立するためには、正犯の行為が構成要件に該当し、違法性を具備することを要する。

【記 述】

1. 甲が強盗犯人Aの妻乙を唆してAを蔵匿させた場合、甲には犯人蔵匿罪の教唆犯は成立し得ない。
2. 甲が刑法第41条の刑事未成年者に当たる乙を唆して窃盗を行わせた場合、甲には窃盗罪の教唆犯は成立し得ない。
3. 甲が乙にAが一人で居住する家屋に侵入するよう唆したところ、乙がAの承諾を得て平穩にその家屋に立ち入った場合、甲には住居侵入罪の教唆犯は成立し得ない。
4. 甲が乙を唆して私文書を偽造させたが、乙に行使の目的がなかった場合、甲には私文書偽造罪の教唆犯は成立し得ない。
5. 甲が乙に偽証するよう唆したところ、乙が証人として法律により宣誓した上、虚偽の陳述をしたが、証人尋問手続が終了した後、判決言渡し前に自白した場合、甲には偽証罪の教唆犯は成立し得ない。

【第14問】（配点：2）

逃走の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.22]）

1. 拘置所に未決勾留中の甲は，逃走しようと考え，房内の換気孔周辺の壁を削って損壊したものの，脱出可能な穴を開けられなかった。甲に加重逃走罪の未遂罪が成立する余地はない。
2. 確定判決によってA刑務所に収容されていた甲は，B刑務所への護送中，刑務官の隙を見て護送車から脱出し，刑務官の追跡を完全に振り切って民家の庭に隠れたが，しばらくして，付近の捜索を継続していた刑務官に発見されて護送車に連れ戻された。甲に逃走罪の既遂罪が成立する余地はない。
3. 刑務官である甲は，勤務先の拘置所に未決勾留中で，自らが看守していた被告人乙を逃走させようと考え，乙の房の扉を解錠し，乙を同拘置所から逃走させた。甲に看守者逃走援助罪が成立する余地はない。
4. 確定判決によって刑務所に収容されていた甲は，その看守に当たっていた刑務官に対する単なる反抗として同刑務官を押し倒したところ，同刑務官が気絶したため，その隙に逃走しようと思ひ立ち，同刑務所から逃走した。甲に加重逃走罪が成立する余地はない。
5. 甲は，逮捕状により警察官に逮捕された乙の身柄を奪い返そうと考え，路上において，乙を連行中の同警察官に対し，体当たりをする暴行を加え，同警察官がひるんだ隙に，同所から乙を連れ去った。甲に被拘禁者奪取罪が成立する余地はない。

【第15問】（配点：2）

学生A、B及びCは、身分犯の共犯に関して、次の【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から③までの（ ）内から適切なものを選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.23】）

【会 話】

学生A. 私は、刑法第65条第1項は構成的身分の連帯作用を、同条第2項は加減的身分の個別作用を定めたものであると考えます。そして、財物を占有していない甲が、その財物を業務上占有する乙を教唆して、その財物を横領させた事案では、甲には、業務上横領罪の教唆犯が成立すると考えます。

学生B. A君は、業務上横領罪における「業務」や「占有」という点について、①（a. 「業務上占有」していることが、非占有者との関係で構成的身分・b. 「占有」は構成的身分であり、「業務」は加減的身分）と考えているのですね。私は、刑法第65条第1項は「共犯とする」と規定し、身分犯における共犯の成立について定めたもの、同条第2項は「通常の刑を科する」と規定し、非身分者について刑の個別作用を定めたものであると考えています。同じ事案につき、私の立場からすると、甲には、②（c. 単純横領罪の教唆犯が成立し、同罪の刑が科せられる・d. 業務上横領罪の教唆犯が成立し、同罪の刑が科せられる・e. 業務上横領罪の教唆犯が成立し、単純横領罪の刑が科せられる）こととなります。

学生C. B君は、遺失物等横領罪の刑は「通常の刑」ではないと考えているのですね。私は、刑法第65条第1項は行為の違法性に関係する身分、すなわち違法身分の連帯作用を、同条第2項は行為者の責任に関係する身分、すなわち責任身分の個別作用を規定したものであると考えます。私の見解に立ち、占有者という身分を違法身分、業務者という身分を責任身分と考えた場合、甲には、③（f. 単純横領罪の教唆犯が成立する・g. 業務上横領罪の教唆犯が成立する・h. 業務上横領罪の教唆犯が成立し、単純横領罪の刑が科せられる）こととなります。

1. ① a ② d ③ h
2. ① a ② e ③ f
3. ① a ② e ③ h
4. ① b ② c ③ f
5. ① b ② e ③ g

【第16問】（配点：4）

放火の罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.24】から【No.28】）

- ア．甲は、自己が所有する家屋に一人で居住していたが、同家屋に掛けられた火災保険の保険金を詐取しようと考え、同家屋に放火して全焼させ、公共の危険を生じさせた。甲には自己所有非現住建造物等放火罪（刑法第109条第2項）が成立する。【No.24】
- イ．甲は、競売手続を妨害する目的で、人が住んでいるように見せ掛けるため、空き屋であった家屋に家財道具を持ち込むなどして住居として使用可能な状態にした上、自己が経営する会社の従業員5名を約1か月半前から10数回にわたり交替で泊まり込ませていたところ、同従業員らが不在にしている隙に、同家屋に放火して全焼させた。甲には現住建造物等放火罪（刑法第108条）が成立する。【No.25】
- ウ．甲は、乙が住居に使用する家屋及びこれに隣接する丙が住居に使用する家屋を燃やそうと考え、乙の家屋に放火してその火を丙の家屋に燃え移らせ、乙及び丙の各家屋を共に全焼させた。甲には1個の現住建造物等放火罪（刑法第108条）が成立する。【No.26】
- エ．甲は、住宅街の中にある駐車場内に駐車されていた乙所有の自動車にガソリンをまいて放火したところ、同自動車が勢いよく炎上し、その付近に駐車されていた所有者の異なる自動車3台に火が燃え移りかねない状態になったが、付近の建造物に燃え移る危険は生じなかった。甲には他人所有建造物等以外放火罪（刑法第110条第1項）は成立しない。【No.27】
- オ．甲は、乙が住居に使用する家屋を燃やそうと考え、同家屋の6畳和室に敷かれた布団に灯油をまいて放火し、火は布団からその下に敷かれた畳に燃え移って炎上したが、他に燃え移る前に乙によって消し止められた。甲には現住建造物等放火罪（刑法第108条）の既遂罪が成立する。【No.28】

【第17問】（配点：2）

次の【事例】における甲の罪責について、判例の立場に従って検討した場合、正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.29】）

【事例】

甲は、バーの経営者Aから現金を強取しようと考え、12歳の長男乙に、「Aのバーに行ってお金をとってきて。覆面を付けて、『金だ。』とか言ってみせなさい。」と言いつつ聞かせた。乙は、当初警察に捕まることを恐れて嫌がっていたが、結局小遣い欲しさから承諾し、甲から覆面とモデルガンを受け取った。

乙は、Aのバーまで行き、甲から指示された方法に従って、覆面を付けモデルガンを拳銃のように見せ掛け、Aを脅迫してその反抗を抑圧した。さらに、乙は、自己の判断により、外から人が来ないようにするためバーの出入口ドアの鍵を掛け、Aを店内のトイレに閉じ込めた。その後、乙は、レジ内の現金を強取し、外に出ようとしたところ、トイレから脱出して乙に向かってきたAから腕をつかまれたため、これを激しく振り払った。その結果、Aは転倒して負傷した。

乙は、逃走して自宅に戻り、強取した現金を全て甲に渡した。甲はその現金の中から乙に小遣いを与え、その余を生活費等に費消した。

1. 強盗致傷罪の教唆犯が成立する。
2. 強盗罪の間接正犯が成立する。
3. 強盗致傷罪の間接正犯が成立する。
4. 強盗罪の共同正犯が成立する。
5. 強盗致傷罪の共同正犯が成立する。

【第18問】（配点：2）

信用及び業務に対する罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は，【No.30】）

1. 信用毀損罪における「流布」とは、虚偽の風説を不特定又は多数の人が認識可能な状態に置くことをいい、行為者自らが直接に不特定又は多数の人に告知する場合のみならず、特定かつ少数の者を通じて順次不特定又は多数の人に伝播させる場合も含まれる。
2. 電子計算機損壊等業務妨害罪は、電子計算機に向けられた加害行為を手段とする業務妨害行為を処罰対象とするものであるところ、同罪の加害行為は、「人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊」することと「人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え」ることに限られる。
3. 威力業務妨害罪における「威力を用いて」とは、人の意思を制圧するような勢力を行使することをいい、このような勢力が業務に従事している人に対して直接行使されることを要する。
4. 信用毀損罪は、公訴が提起されることにより公判において事件の内容が明らかになり、かえって被害者の信用が損なわれる事態を招くおそれがあるため、被害者による告訴がなければ公訴を提起することができない。
5. 強制力を行使しない公務は、業務妨害罪における「業務」には該当するが、公務執行妨害罪における「職務」には該当しない。

【第19問】（配点：2）

次の【見解】に従って後記の【事例】及び各【記述】を検討した場合、【事例】よりも逮捕監禁行為と死亡との間の因果関係を肯定する判断に結び付きやすいものは、後記1から5までの各【記述】のうちどれか。（解答欄は，【No.31】）

【見 解】

因果関係の存否は、行為の危険性が結果に現実化したものと評価できるかどうかで判断すべきであり、その評価に当たっては、介在事情の異常性と結果への寄与度を考慮すべきである。

【事 例】

Aは、普通乗用自動車（以下「A車」という。）後部のトランク内にVを押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にしA車を発進走行させた後、市街地の路上で停車させた。A車の駐車場所は、片側1車線のほぼ直線の道路上であった。A車が停車して数分後、後方からXが運転する普通乗用自動車（以下「X車」という。）が走行してきたが、Xは前方不注意（脇見運転）のため、A車の後部に真後ろからX車を追突させた。これによって同トランク内に閉じ込められていたVは傷害を負い、救助が得られないまま同傷害により死亡した。

【記 述】

1. 上記【事例】において、仮に、A車の駐車場所が片側3車線道路の道路端に設けられた路上駐車場であった場合
2. 上記【事例】において、仮に、Aが、A車後部のトランク内にVを押し込み、トランクカバーを閉める際に同カバーをVに強く打ち付ける暴行を加えてVに重度の傷害を負わせ、その結果、X車の追突時にはVが既に瀕死状態に陥っており、X車の追突により同傷害が悪化してVの死期が幾分早まった場合
3. 上記【事例】において、仮に、Vが、X車の追突直後、通行人の通報により臨場した救急車で病院へ搬送されたが、同病院の医師の重大な医療過誤により死亡した場合
4. 上記【事例】において、仮に、Xが、A車後部のトランク内にVが閉じ込められていることを知っており、Vを殺害する目的で、あえてX車をA車に追突させた場合
5. 上記【事例】において、仮に、駐車中のA車にX車が追突せず、飛行中のヘリコプターが墜落してA車に衝突し、これによってVが傷害を負って死亡した場合

〔第20問〕（配点：4）

次の【事例】に関する後記アからオまでの各【記述】を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No.32〕から〔No.36〕）

【事例】

甲は、別居している実弟Aとの間で、自己が所有するX市内の土地（以下「本件土地」という。）を代金3000万円で売却する売買契約を締結し、Aから代金全額の支払を受けたものの、本件土地の所有権移転登記は未了のままであった。

そこで、甲は、自己が経営する会社の資金繰りのため、自らが保管していた本件土地の登記済証を利用し、事情を知らないBに対して、本件土地に抵当権を設定するので、それを担保に1000万円を融資してほしい旨申し入れたところ、Bは、これを了承した。数日後、甲は、Bから1000万円の融資を受けた上、Aに無断で本件土地の抵当権設定登記を完了した。

X市の土木部長である乙は、本件土地を乙個人として購入したいと考え、甲に対して、その旨を申し入れた。甲は、乙に対して、本件土地は既にAに売却済みであるが、登記名義は自分に残っているので、代金2000万円で売却してもよい旨を伝えたところ、乙は、これを了承した。そして、乙は、Y市内に時価700万円の農地（以下「本件農地」という。）を所有していたことから、本件土地の購入資金を調達するため、それまでにX市発注の公共工事の受注に際して、土木部長として便宜を図ってきた建築業を営むCに対して、本件農地を時価で買い取ってほしい旨を依頼した。Cは、本件農地にはそれまで買手が全く見付からず、乙が苦勞していることを知りながら、かねてX市発注の公共工事の受注に際して乙が有利な取り計らいをしてくれたことに対する謝礼の趣旨に加え、時価であれば損をすることもないと考えて、乙の依頼を了承した。そして、Cは、乙と本件農地の売買契約を締結した上で、乙に現金700万円を手渡した。

その後、甲は、Aに無断で乙と本件土地の売買契約を締結し、乙から代金全額の支払を受けた上、本件土地の所有権が売買により乙に移転した旨の登記を完了した。

【記述】

ア. 甲がAに無断で本件土地に抵当権を設定し、その旨の登記を完了したことについては、甲に横領罪が成立するが、Aは甲の実弟であるので、告訴がなければ公訴を提起することができない。〔No.32〕

イ. 甲が本件土地をAに無断で乙に売却し、所有権移転登記を完了したことについては、それ以前に甲がAに無断で本件土地に抵当権を設定し、その旨の登記を完了したことによって、犯罪の成立は妨げられないので、甲に横領罪が成立する。〔No.33〕

ウ. 乙は、本件農地を時価でCに売却したのであるから、乙がCから交付を受けた現金700万円は通常の経済取引に基づく不動産の購入代金であり、不正な利益としての賄賂には当たらないので、乙に収賄罪（收受）は成立しない。〔No.34〕

エ. 仮に、乙が、Cに対して、時価を超える1000万円で本件農地を購入するよう依頼したが、Cはこの依頼を拒否した場合、収賄罪と贈賄罪は対向犯として必要的共犯の関係にあるので、乙に収賄罪（要求）は成立しない。〔No.35〕

オ. 乙は、甲から本件土地が既にAに売却済みであることを知らされながら、Aに無断で本件土地を購入し、所有権移転登記を完了したのであるから、乙に横領罪の共同正犯が成立する。

〔No.36〕